

介護保険 負担限度額認定証更新のご案内

「負担限度額認定証」は、介護保険施設・ショートステイ利用時の食費、部屋代の負担を軽減するために必要な証書です。この証書は、有効期限が7月31日までとなっており、8月以降も認定が必要な場合、更新手続きが必要となります。

現在認定証をお持ちの方には更新のお知らせを送付しましたので、お近くの市町村窓口へ持参、または郵送にて申請手続きをお願いします。申請受付後、要件を満たす方には新しい認定証を送付します(7月末頃発送予定)。対象となる要件は以下の通りで、所得と預貯金の両方の要件に当てはまる必要があります。

Check Point

申請する際、記帳した通帳の写しなどの添付が必須です。

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	
番 号	
被 住 所	
保 フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
適用年月日	から
有効期限	まで
食費の負担限度額	(介護予防)短期入所生活(療養)介護 円 その他のサービス 円
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室 円 ユニット型個室の多床室 円 従来型個室(特養等) 円 多床室Ⅰ(老健・医療院等) 円 多床室Ⅱ(老健・医療院等) 円 多床室Ⅲ(老健・医療院等) 円
保険者番号並びに保険者の名称及び印	東三河広域連合 印 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号(0532)26-8468 -8469

利用者負担段階	所得などの要件	預貯金などの要件
第1段階	- 生活保護を受給している方 - 老齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方	預貯金・有価証券の合計額が1,000万円以下であること(夫婦は合計2,000万円以下)
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が650万円以下であること(夫婦は合計1,650万円以下)
第3段階①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円を超えて120万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が550万円以下であること(夫婦は合計1,550万円以下)
第3段階②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	預貯金・有価証券の合計額が500万円以下であること(夫婦は合計1,500万円以下)

※下線部分が令和8年8月からの変更箇所です。

介護保険 負担割合証を送付します

「負担割合証」は介護サービス利用時の自己負担割合を記した証書です。支給限度額を超えた自己負担分、日常生活費、食費、部屋代などの費用は対象となりませんのでご注意ください。

現在ご利用の証書は7月31日までの期限となっておりますので、新たに令和8年8月1日から令和9年7月31日までの1年間有効となる証書を送付します(7月末頃発送予定)。申請手続きは不要ですが、証書が届いたら、必ず担当ケアマネジャー、入所中の介護保険施設などにご提示ください。

負担割合 及び 適用期間をご確認ください。負担割合は「1割」、「2割」、「3割」のいずれかです。適用期間内に割合が変更される場合、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番 号	
被 住 所	
保 フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称所在地及び印	東三河広域連合 印 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号(0532)26-8468 -8469

問い合わせ先

介護保険課 給付グループ

☎0532-26-8468・8469